

壮瞥町地域防災計画

概要版

平成28年3月

壮瞥町防災会議

1 計画修正の経緯

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、壮瞥町防災会議が作成する計画であり、本町における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、壮瞥町及び防災関係機関がその機能のすべてを挙げて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

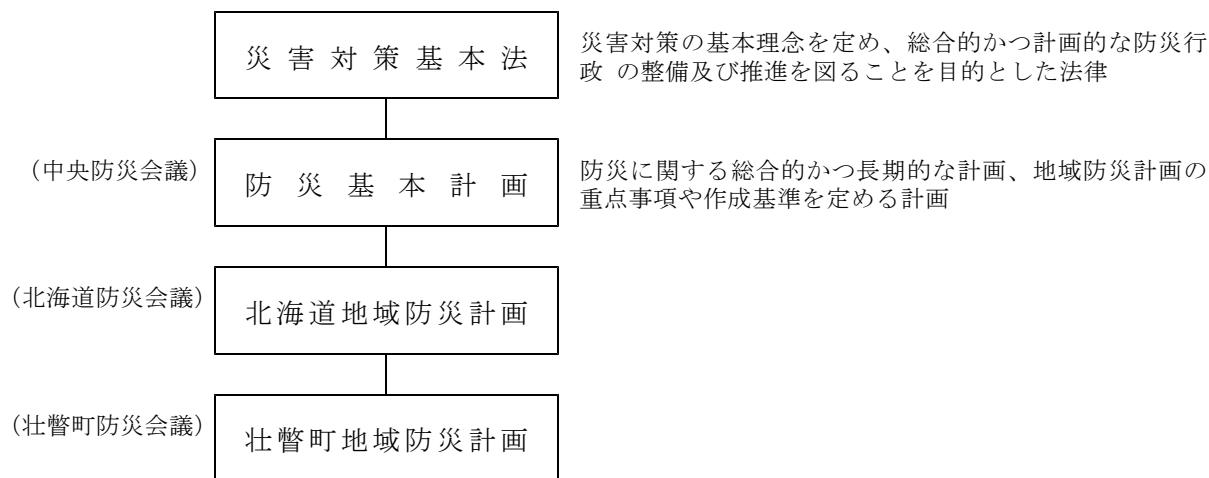
壮瞥町地域防災計画は、昭和40年に策定され、平成8年の改訂以降は修正されていませんでした。

この間、日本国内では、阪神淡路大震災や東日本大震災など未曾有の大規模災害が発生し、この東日本大震災で得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国では大幅な災害対策基本法の改正と、この法律に基づく防災基本計画の修正が行われてきており、また、こうした国の動きを受けて、北海道でも数回にわたって北海道地域防災計画の修正作業を行ってきました。

このような背景から、近年の各種災害から明らかになった問題や教訓を踏まえ、本計画を総合的かつ実践的な計画とする必要があることから、国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合を図り、全面的に修正を行いました。

2 計画の位置付け

本計画の上位計画等の関係は、次のとおりです。



3 計画の構成

北海道地域防災計画との整合性を図ると共に、計画の構成（章）についても、できる限り北海道地域防災計画にあわせた構成に修正しています。

壮瞥町地域防災計画は、震災対策や風水害対策などの一般的な災害のほか、道路災害や林野火災などの個別計画の他、有珠山を抱える当町にとって特に注意すべき火山災害に対する計画を定めています。

旧	新
第1章 総則	第1章 総則
第2章 防災組織	第2章 壮瞥町の概要
第3章 災害情報通信計画	第3章 防災組織
第4章 災害予防計画	第4章 災害予防計画
第5章 災害応急対策計画	第5章 災害応急対策計画
第6章 特殊災害対策計画	第6章 地震災害対策計画
第7章 災害復旧計画	第7章 事故災害対策計画
	第8章 火山災害対策計画
資料編	第9章 災害復旧・被災者救護計画
	第10章 防災訓練計画
	第11章 防災知識の普及計画
	資料編

4 計画修正の主な内容

○災害の発生を未然に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針としている。（第1章第3節 計画の効果的推進）

○減災の取り組みを推進していくためには「公助」の充実を図るとともに、自分の安全は自ら守る「自助」、住民等が力をあわせて助け合う「共助」が必要となることから、自らの防災力を高めるため、住民の責務として平常時から食料と飲料水などを備蓄することや防災知識の習得などについて明記した。（第1章第3節 計画の効果的推進）

○災害対策本部設置（設置基準）について（第3章第2節 災害対策本部）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき 2 災害が発生し、その規模又は範囲から特に対策を必要とするとき 3 気象、地象及び水象に関する情報又は特別警報、警報が発せられ、対策を必要とするとき 4 震度5以上の地震が発生したとき 5 地震による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき 6 有珠山の火口周辺警報レベル3が発表されたとき |
|--|

○気象業務法の一部改正に伴い、新設された「特別警報」に関する種類及び発表基準を記載した。
 (第3章第3節 気象予警報等の伝達計画)

(1) 特別警報の種類

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合
	暴風特別警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(2) 特別警報の基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨があると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

○土石流・地すべり等を防止するための危険箇所の住民への周知と土砂災害警戒区域等への指定への推進について明記した。(第4章第5節 土砂災害予防計画)

○災害から住民及び観光客の生命、身体を保護するための避難場所等の確保及び整備に関するほか、避難誘導體制の構築及び整備について明記した。(第4章第10節 避難体制整備計画)

○災害対策基本法の改正により、市町村に義務化された、要配慮者のうち自ら避難することが困難である避難行動要支援者の名簿作成など安全の確保、避難支援体制の整備について明記した。
 (第4章第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画)

(1) 要配慮者

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など特に配慮を要する者。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○地域防災力の強化のため、町として自主防災組織の設置、育成に努めることを明記した。
 (第4章第14節 自主防災組織育成等に関する計画)

○非常配備体制の種類と基準について（第5章第1節 応急活動体制）

－風水害の場合

種別	配備時期	配備内容	配備要員
情報収集 (警戒体制)	1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 災害の発生が予想され、その対策に備える必要があるとき。	各種情報の収集を行うとともに、災害の発生が予想される場合の職員参集連絡を速やかに行える体制	≪総務班≫ 防災担当課長、 防災担当職員 ※その他状況に応じ関係課職員
第1非常配備 (初動体制)	1 局地的に災害の発生するおそれがあるとき、又は一部地区で災害が発生しはじめたとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	初期の活動に当たるとともに、状況によってさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制	総務班長 避難救護対策班長 企画広報班長 経済環境対策班長 商工観光対策班長 建設対策班長 消防対策班 ※状況に応じた所要職員を招集
第2非常配備 (出動体制)	1 数地区にわたり相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各班の所管の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	各班長全員 ※各班所属職員のうち状況に応じた所要職員を招集し、その他の職員は自宅待機
第3非常配備 (総動員体制)	1 全域にわたる災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な被害が発生したとき。	本部全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

○避難の勧告、指示及び避難準備情報区分の基準について（第5章第5節 避難救出計画）

	発令時の状況	判断基準	住民に求める行動
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難勧告・指示が発令される前の段階において、次の状況が確認されたとき ○地震等により火災が発生したとき ○河川がはん濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 ○土砂災害警戒情報の前段である大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ○その他諸般の状況から事前に避難又は避難の準備が必要であると認められるとき。	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。 ○地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ○地すべり、がけ崩れ、宅地崩壊等のおそれがあるとき ○河川が避難判断水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 ○土砂災害警戒情報の発表及び前兆現象などから、地すべり、がけ崩れ、宅地崩壊等による人的被害が発生する可能性がある判断されたとき。 ○その他諸般の状況から避難する必要があると認められるとき。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	火災、洪水、土砂災害、なだれ等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

○避難場所・避難所（第5章第5節 避難救出計画、資料編）

切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、かえって危険が増した東日本大震災を踏まえ、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所を明確に区別しました。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている。

(1) 指定緊急避難場所一覧

①屋外施設

地区名	所在地	場 所	面積㎡	施設管理者	不適災害
滝之町	字滝之町 287-1 他	壮瞥町町民公園	18,951	総務課	噴火
	字滝之町 384-1 他	そうべつ情報館 i (多目的広場)	12,628	商工観光課	
	字滝之町 420-5	壮瞥中学校グラウンド	10,936	学校長	
	字滝之町 234-6	壮瞥町総合グラウンド	22,452	教育委員会	噴火
久保内	字南久保内 142-4	久保内小中学校グラウンド	13,433	学校長	土砂災害

②屋内施設

地区	名 称	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (人)	施設管理者	不適災害
滝之町	壮瞥小学校体育館	滝之町 435	720	240	学校長	
	壮瞥中学校体育館	滝之町 420-5	720	240	学校長	
	壮瞥高等学校体育館	滝之町 235-13	630	210	学校長	噴火・土砂災害
	壮瞥町町民会館	滝之町 245	77	26	生涯学習課	噴火
	壮瞥町遊学館	滝之町 242	403	134	生涯学習課	噴火・土砂災害
	ゆーあいの家	滝之町 290-44	64	21	総務課	噴火
	壮瞥町保健センター	滝之町 284-2	160	53	住民福祉課	噴火
	そうべつ子どもセンター	滝之町 432-9	581	194	住民福祉課	
久保内	久保内小学校体育館	南久保内 142-4	513	171	学校長	土砂災害
	久保内中学校体育館	南久保内 142-38	609	203	学校長	土砂災害
	壮瞥町青少年会館	南久保内 14-22	432	144	住民福祉課	土砂災害
	壮瞥町農村環境改善センター	南久保内 145-8	492	164	総務課	
蟠溪	蟠溪ふれあいセンター	蟠溪 26-1	221	74	総務課	
弁景	オロフレほっとピアザ	弁景 204-7	60	20	商工観光課	
立香	立香ふれあいセンター	立香 142	275	92	総務課	
仲洞爺	仲洞爺公民館	仲洞爺 22-5	72	24	自治会長	土砂災害
	来夢人の家	仲洞爺 30-10	39	13	総務課	

収容人員は、1人約3㎡で換算

(2) 指定避難所一覧

地区	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (人)	施設 管理者	不適 災害
滝 之 町	壮瞥小学校体育館	滝之町 435	720	240	学校長	
	壮瞥中学校体育館	滝之町 420-5	720	240	学校長	
	壮瞥高等学校体育館	滝之町 235-13	630	210	学校長	噴火・土砂災害
	壮瞥町町民会館	滝之町 245	77	26	生涯学習課	噴火
	壮瞥町遊学館	滝之町 242	403	134	生涯学習課	噴火・土砂災害
	ゆーあいの家	滝之町 290-44	64	21	総務課	噴火
	壮瞥町保健センター	滝之町 284-2	160	53	住民福祉課	噴火
	そうべつ子どもセンター	滝之町 432-9	581	194	住民福祉課	
久 保 内	久保内小学校体育館	南久保内 142-4	513	171	学校長	土砂災害
	久保内中学校体育館	南久保内 142-38	609	203	学校長	土砂災害
	壮瞥町青少年会館	南久保内 14-22	432	144	住民福祉課	土砂災害
	壮瞥町農村環境改善センター	南久保内 145-8	492	164	総務課	
蟠溪	蟠溪ふれあいセンター	蟠溪 26-1	221	74	総務課	
弁景	オロフレほっとピアザ	弁景 204-7	60	20	商工観光課	
立香	立香ふれあいセンター	立香 142	275	92	総務課	
仲 洞 爺	仲洞爺公民館	仲洞爺 22-5	72	24	自治会長	土砂災害
	来夢人の家	仲洞爺 30-10	39	13	総務課	

収容人員は、1人約3㎡で換算

○大規模災害発生時など、市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援計画について明記した。

(第5章第27節 広域応援・受援計画)

一 北海道に対する応援要請

災害対策基本法第68条

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

一 他市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

その他

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」

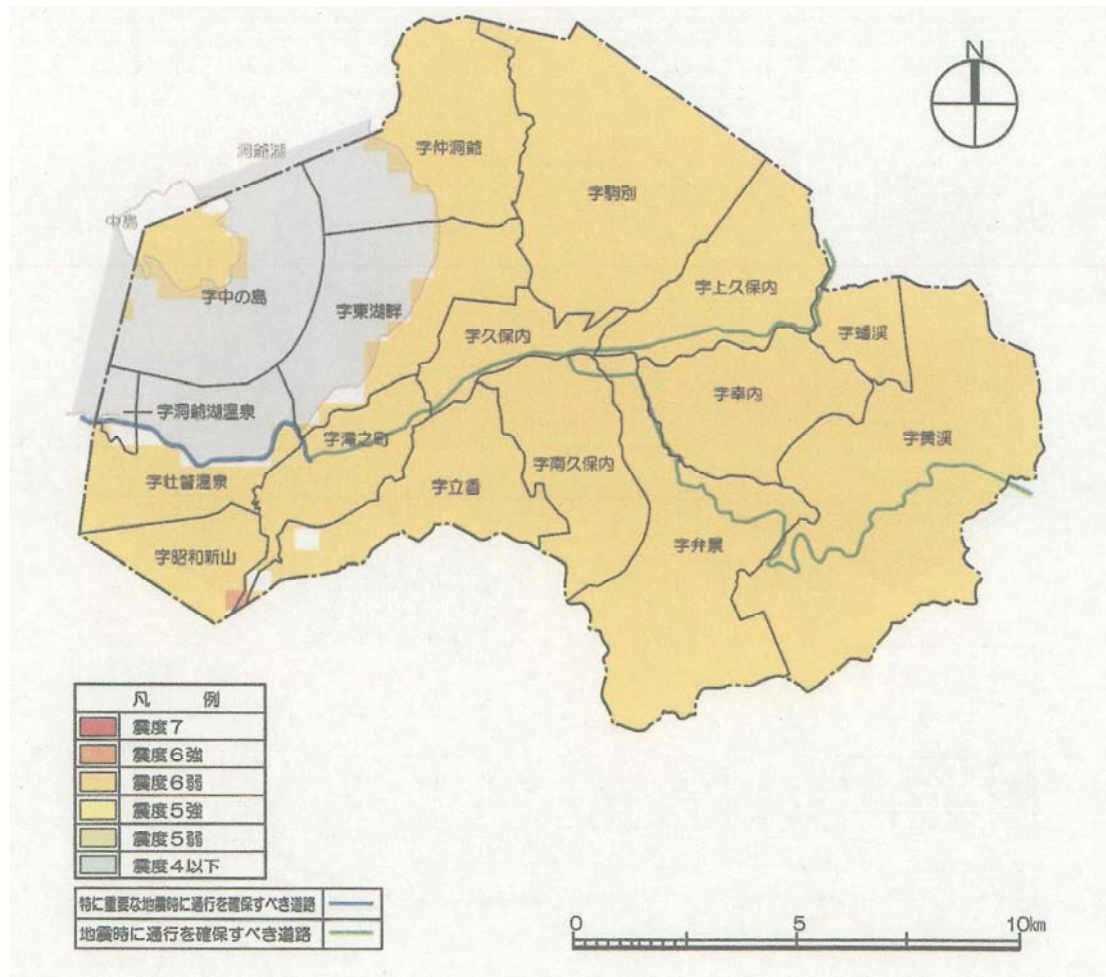
「室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町 6市町防災協定」

「北海道広域消防相互応援協定」(西胆振消防組合締結)

○壮瞥町内で想定される震度、応急活動体制や情報伝達方法などについて明記した。想定震度は「壮瞥町耐震改修促進計画」をもとに整理している。(第6章第3節 計画での地震想定)

本計画で設定する地震は、壮瞥町耐震改修促進計画において公表されているものを使用。

地震のタイプは最大の揺れが発生することが予測される「全国どこでも起こりうる直下の地震」ととした。地震の規模はマグニチュード6.9を設定、この想定地震による町内の想定震度は昭和新山地区の一部で震度6強となるほか、町内のほぼ全域で震度6弱となる。



○東日本大震災では、ハード対策だけでは津波を防ぎきることができず、防災訓練や防災教育、災害教訓の伝承等のソフト対策の重要性が再認識されたところであり、防災知識普及への取組について明記した。

(第6章第14節 防災知識の普及計画、第11章 防災知識の普及計画)

○非常配備体制の種類と基準について（第6章 第16節 応急活動体制）

－地震災害の場合

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
震 災 第1非常配備 (初動体制)	1 震度4以上の地震が発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	地震の情報収集及び伝達並びに被害状況等の把握を行い、状況に応じて次の配備体制に円滑に移行できる体制	総務課長 防災担当職員 西胆振消防組合壮警支署 ※状況に応じた所要職員の招集
震 災 第2非常配備 (出動体制)	1 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各班の所管の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	各班長全員 総務班職員(総務課全職員) 上記以外の全班職員の係長職以上全職員 ※状況に応じて所要職員を招集し、その他の職員は自宅待機
震 災 第3非常配備 (総動員体制)	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。	本部全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

震度5弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部を設置するが、本部が設置されない場合にあっても非常配備体制を取る必要がある場合には、基準に準じた体制をとる。

○火山災害対策計画を充実し、「有珠火山防災計画」との整合性を図りながら、初動体制を確立して、被害等を軽減するための予防、応急対策等について明記した。(第8章 火山災害対策計画)

○非常配備体制の種類と基準について(第8章 第11節 応急活動体制)

－火山災害の場合

種別	配備時期	配備内容	配備要員
火山噴火災害 第1非常配備 (警戒体制) レベル2	異常な火山現象発生 の通報があったとき。	各種情報の収集を行う とともに、災害の発生 が予想される場合の職 員参集連絡を速やかに 行える体制	総務班長及び総務班全員 (総務課長及び総務課職員) ※状況に応じた所要班長及び職 員の招集
火山噴火災害 第2非常配備 (出動体制) レベル3	異常な火山現象によ り、災害の発生が予 想され、その対策に 備える必要があると き。	関係各班の所管の人員 をもって当たるもので、 状況によりそれぞれの 応急活動ができる体制	全班長(全課長) 総務班全員(総務課全員) 上記以外の全班職員の係長職以 上全職員 ※状況に応じて所要職員を招集 し、その他の職員は自宅待機
火山噴火災害 第3非常配備 (総動員体制) レベル3～5	噴火し、又は噴火によ り人的被害の発生 するおそれがある場 合において、本部長 が当該非常配備を指 令したとき。	本部全員をもって当た るもので、総力を挙げ て応急活動に対処する 体制	全員

災害規模、特性に応じ、基準によらず臨機の配備をする。

○洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会及び洞爺湖有珠火山マイスターと連携し、防災知識の普及、地域防災力の向上を図ることを明記した。

(第8章第9節 防災知識普及計画、第11章 防災知識の普及計画)

○適切な支援の実施のため、災害発生時に申請のあった場合、遅滞なく「罹災証明書」を発行することを明記した。(第9章第3節 被災者救護計画)

○その他の次の内容について修正しています。

- ・防災関係機関の名称及び事務・業務の内容の修正
- ・庁内の組織の変更に伴う修正及び所掌事務の修正

5 主な計画の概要

第1章 総則

※（ ）は現行計画の該当節または新規項目

章・節	掲載概要・主な修正事項等
第1節 目的 (第1章第1節)	災害対策基本法第42条の規定に基づく防災対策の確立及び効果的な実施により、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすることを明記
第2節 計画の構成 (新規追加)	計画の構成について掲載
第3節 計画の効果的推進 (新規追加)	災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、自助・共助・公助の役割による防災対策の推進、女性・高齢者・障害者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図ること、また、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図ることを明記
第4節 用語の定義 (新規追加)	計画での略称に関する説明を掲載 【修正事項】 ・「災害」の意義について詳細に掲載 ・「防災」の意義について追加
第5節 防災計画の修正 (第1章第4節)	計画に随時検討を加え、必要とする場合は修正をすることを掲載。
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (第1章第2節)	防災に関する事務及び業務について、町及び防災関係機関等の役割を掲載 【修正事項】 ・現行防災関係機関名（組織名）に合わせて修正・追加 ・道計画と整合した業務の大綱の整理
第7節 町民及び事業者の基本的責務等 (新規追加)	「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本とし、町民及び事業者の責務（平常時の備え、災害時の対策）について掲載

第2章 壮瞥町の概要

章・節	掲載概要・主な修正事項等
第1節 自然条件 (第1章第3節)	位置、地勢や気象について掲載
第2節 災害の概要 (第1章第3節)	町の災害の概要について掲載（資料編）

第3章 防災組織

<p>第1節 防災会議 (第2章第1節)</p>	<p>防災会議の組織及び所掌事務を掲載 所掌事務：基本方針及び計画の作成と実施の推進、町の防災に関する重要事項の審議 【修正事項】 ・防災会議の組織について現行防災関係機関名（組織名）に合わせて修正。 ・防災会議条例の改正に伴う委員の追加</p>
<p>第2節 災害対策本部 (第2章第2節)</p>	<p>災害対策本部の設置基準や設置場所、その他必要な事項について掲載 【修正事項】 ・本部の設置基準の修正（具体的に明記） ・本部の所掌事務の見直し</p>
<p>第3節 気象予警報等の伝達計画 (第3章第1節)</p>	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水などによる被害を防止、軽減するため、気象予報、警報並びに情報伝達方法等について掲載 【修正事項】 ・特別警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報の追加 ・注意報、警報の発表基準の変更 ・伝達系統図の現行に合わせた見直し</p>

第4章 災害予防計画

<p>第1節 風水害予防計画 (新規追加)</p>	<p>水害の未然防止、被害軽減及び風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための対策について掲載</p>
<p>第2節 水防計画 (第4章第4節)</p>	<p>水防事務を円滑に推進し、洪水及びその他の水害を防御し、被害の軽減を図るための必要な事項について掲載。 【修正事項】 ・水防用資機材の備蓄状況等（表）の削除 ・消防団員の配置と管轄区域（表）の削除</p>
<p>第3節 雪害・融雪災害予防計画 (第4章第2～3節)</p>	<p>雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策について掲載 【修正事項】 ・道防災計画「北海道雪害対策実施要綱」及び「北海道融雪災害対策実施要綱」により関係機関が連携のもと実施</p>
<p>第4節 積雪・寒冷対策計画 (新規追加)</p>	<p>積雪・寒冷期における災害対策について掲載 ・道防災計画「積雪・寒冷対策計画」により関係機関が連携のもと実施</p>

第5節 土砂災害予防計画 (新規追加)	土石流・地すべり等土砂災害による被害を防止するため、危険箇所住民への周知と土砂災害警戒区域等への指定への推進について掲載
第6節 建築物災害予防計画 (新規追加)	風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するための必要な対策について掲載
第7節 複合災害に関する計画 (新規追加)	複合災害の発生可能性の認識と平時の備えの充実等必要な対策について掲載
第8節 消防計画 (第4章第5節)	火災及びその他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、かつ被害を軽減するための対策について掲載。 内容については、「西胆振消防組合消防計画」によるものとする。
第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等整備計画 (新規追加)	災害時において住民の生活を確保するための食料、飲料水等の確保、応急対策活動に必要な資機材の整備について掲載
第10節 避難体制整備計画 (新規追加)	避難場所、避難所の確保及び整備、また避難誘導體制の構築及び整備について掲載 【主な内容】 ・避難誘導體制の構築、整備について掲載 ・指定緊急避難場所・指定避難所の確保 ・避難情報の伝達整備
第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 (新規追加)	避難行動要支援者等の要配慮者の安全確保の対策等（名簿の作成・更新）について掲載
第12節 情報収集・伝達体制整備計画 (新規追加)	平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等について掲載
第13節 相互応援（受援）体制整備計画 (新規追加)	災害時の応急対策や災害復旧の実施に際して、応援または受援が必要とする事態に備えた必要な対策等について掲載（協定の締結等）
第14節 自主防災組織育成等に関する計画 (新規追加)	町民一人ひとりが防災についての知識と防災行動力を高め、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、自主防災組織の設置、育成を推進するための事項を掲載
第15節 そうべつ情報館活用計画 (新規追加)	「そうべつ情報館」の平常時及び災害対策本部（町庁舎）の代替施設としての活用について掲載

第5章 災害応急対策計画

<p>第1節 応急活動体制 (第2章第2節)</p>	<p>非常配備体制の種類と基準や職員の動員体制について掲載 【修正事項】 ・非常配備に関する基準の見直し ・非常配備体制下の活動の見直し</p>
<p>第2節 災害情報通信計画 (第3章第2節)</p>	<p>災害時の情報収集及び伝達等を迅速に行うための通信施設、システム及び通信途絶時における措置について掲載 【修正事項】 ・災害通信の連絡方法の見直し ・通信途絶時における措置の追加（北海道総合通信局の対応） ・その他、現状にあわせた修正</p>
<p>第3節 災害情報等の収集、伝達計画 (第3章第3節)</p>	<p>災害時における情報収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための方法について掲載 【修正事項】 ・災害情報報告伝達系統図の修正 ・その他、現状にあわせた修正</p>
<p>第4節 災害広報・情報提供計画 (第5章第3節)</p>	<p>報道機関、道等関係機関及び住民に対する災害情報の迅速かつ的確な広報対策について掲載 【修正事項】 ・災害情報等の発表方法の見直し ・その他、現状にあわせた修正</p>
<p>第5節 避難救出計画 (第5章第4節)</p>	<p>災害時における避難勧告等の判断基準、伝達方法や避難所の開設及び運営管理等について記載 【修正事項】 ・避難の勧告・指示及び避難準備情報区分の基準の明確化 ・避難場所、避難所の見直しにかかる修正 ・避難行動要支援者の支援の追加 ・その他、現状にあわせた修正</p>
<p>第6節 応急措置実施計画 (第5章第1節)</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害発生の防御または災害拡大の防止を図るための措置等について記載 【修正事項】 ・災害救助法に関する事項を別節に移行</p>
<p>第7節 災害警備計画 (新規追加)</p>	<p>住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、警察署が実施する警戒、警備に関する事項について掲載 ※これまでの防災計画では「災害警備計画」の節に警察署が行う業務全体を掲載したものをそれぞれ対応する節に移行</p>

<p>第 8 節 交通応急対策計画 (新規追加)</p>	<p>災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する事項について掲載。</p>
<p>第 9 節 輸送計画 (第 5 章第 1 4 節)</p>	<p>災害応急対策、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援救助のための資機材、物資の輸送を行うための事項について掲載 【修正事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の範囲、順位の明確化 ・その他、現状にあわせた修正 </p>
<p>第 10 節 食料供給計画 (第 5 章第 5 節)</p>	<p>必要な食料の供給対象者、供給品目や炊き出しに関する事項を掲載 【修正事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・現状にあわせた修正 </p>
<p>第 11 節 給水計画 (第 5 章第 8 節)</p>	<p>災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となったときの応急給水に関する事項を掲載 【修正事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・現状にあわせた修正 </p>
<p>第 12 節 衣料、生活必需物資供給計画 (第 5 章第 6 節)</p>	<p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する事項を掲載 【修正事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・現状にあわせた修正 </p>
<p>第 13 節 石油類燃料供給計画 (新規追加)</p>	<p>災害時における石油類燃料の供給及び確保に関する事項を掲載</p>
<p>第 14 節 上下水道施設対策計画 (新規追加)</p>	<p>災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関する事項を掲載</p>
<p>第 15 節 医療救護計画 (第 5 章第 9 節)</p>	<p>災害時に医療機関の機能が停止し、又は不足、混乱した場合における医療救護の実施について掲載 【修正事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・現状にあわせた修正 </p>
<p>第 16 節 防疫計画 (第 5 章第 1 0 節)</p>	<p>災害時の被災地の防疫対策及び被災者の健康を守るために行う防疫活動について必要な事項を掲載 【修正事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・現状にあわせた修正 </p>
<p>第 17 節 家庭動物等対策計画 (新規追加)</p>	<p>飼養動物（逸走犬含む）の取扱い等について掲載</p>

<p>第 18 節 文教対策計画 (第 5 章第 1 6 節)</p>	<p>学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策について掲載</p> <p>【修正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(3)教育の要領」の追加 ・「7 文化財に対する措置」の追加 ・その他、現状にあわせた修正
<p>第 19 節 住宅対策計画 (第 5 章第 7 節)</p>	<p>災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する事項を掲載</p> <p>【修正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の入居対象者や規模、構造、存続期間などについて明文化 ・災害公営住宅の整備に関する事項について追加 ・その他、現状にあわせた修正
<p>第 20 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画 (第 5 章第 1 2 節)</p>	<p>災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬の実施に関する事項を掲載</p> <p>【修正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の状況、埋葬場所（墓地）の状況について削除 ・現状にあわせた修正（文言、構成）
<p>第 21 節 障害物除去計画 (第 5 章第 1 3 節)</p>	<p>災害により、日常生活に著しく障害を及ぼしている土砂等を除去して、被災者の保護を図るために必要な事項を掲載</p> <p>【修正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制に関する事項の追加 ・障害物除去の対象項目の追加 ・その他、現状にあわせた修正
<p>第 22 節 応急土木対策計画 (新規追加)</p>	<p>災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策に関する事項を掲載</p> <p>「災害の原因」「被害種別」「応急対策及び応急復旧対策」</p>
<p>第 23 節 応急飼料計画 (新規追加)</p>	<p>被災農家の家畜飼料等の確保ができない場合の応急飼料の斡旋等に関する事項を掲載</p>
<p>第 24 節 労務供給計画 (第 5 章第 1 5 節)</p>	<p>災害応急対策に必要な労務供給を受け、災害応急対策の円滑な推進を図るための事項を掲載</p> <p>【修正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金及び費用負担の明文化 ・その他、現状にあわせた修正（文言、構成）
<p>第 25 節 ヘリコプター要請計画 (新規追加)</p>	<p>災害時の応急対策活動や救急救助活動など、ヘリコプター等を活用した活動を実施するための事項を掲載</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請手続（方法、要請先）、活動内容、受入体制の確保

<p>第26節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (第5章第18節)</p>	<p>災害時において自衛隊の災害派遣が必要となった場合の要請方法等について掲載 【修正事項】 ・現状にあわせた修正（文言、構成）</p>
<p>第27節 広域応援・受援計画 (新規追加)</p>	<p>大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策に関する事項を掲載 【主な内容】 ・各機関への応援要請の方法、派遣職員の身分取扱など</p>
<p>第28節 災害ボランティアとの連携計画 (新規追加)</p>	<p>災害時において、被害の防止又は軽減を図るため協力団体及び各種ボランティア団体等との連携に関する事項を掲載 【主な内容】 ・活動に対する支援、受入体制の整備、活動内容など</p>
<p>第29節 災害救助法の適用計画 (第5章第1節 応急措置実施計画から節立て)</p>	<p>災害救助法を適用し、同法に基づき、実施する応急救助活動に関する事項を掲載 【修正事項】 ・現状にあわせた修正（文言、構成）</p>

第6章 地震災害対策計画 (新規追加)

※第6章 第1節 地震対策計画を章立てして掲載

<p>第1節 壮瞥町における過去の地震 (新規追加)</p>	<p>壮瞥町の地質及び過去の地震災害について掲載 【主な内容】 ・壮瞥町の地質と過去の地震災害について</p>
<p>第2節 北海道における地震の想定 (新規追加)</p>	<p>北海道で想定される海溝型地震と内陸型地震の地震規模や発生確率等について掲載。</p>
<p>第3節 計画での地震想定 (新規追加)</p>	<p>壮瞥町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震を想定し、地震規模を掲載 【主な内容】 ・「全国どこでも起こりうる直下の地震」(M6.9)により想定される想定震度図を掲載</p>
<p>第4節 地震に強いまちづくり計画 (新規追加)</p>	<p>地域の特性を配慮し、地震に強いまちづくりを推進するための事項を掲載 【主な内容】 ・建築物の耐震・不燃化の推進、道路・公園等の整備、通信連絡体制の整備など</p>

<p>第5節 火災予防計画 (新規追加)</p>	<p>地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大の防止に関する事項を掲載 【主な内容】 ・火災予防の徹底、予防査察の強化指導、消防力の整備など</p>
<p>第6節 液状化災害予防計画 (新規追加)</p>	<p>地震に起因する地盤の液状化による災害の予防に関する事項を掲載 【主な内容】 ・液状化対策の推進・調査研究、液状化の対策など</p>
<p>第7節 積雪・寒冷対策計画 (新規追加)</p>	<p>「第4章第4節 積雪・寒冷対策計画」を準用</p>
<p>第8節 土砂災害予防計画 (新規追加)</p>	<p>「第4章第5節 土砂災害予防計画」を準用</p>
<p>第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等整備計画 (新規追加)</p>	<p>「第4章第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等整備計画」を準用</p>
<p>第10節 避難体制整備計画 (新規追加)</p>	<p>「第4章第10節 避難体制整備計画」を準用</p>
<p>第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 (新規追加)</p>	<p>「第4章第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用</p>
<p>第12節 自主防災組織育成等に関する計画 (新規追加)</p>	<p>「第4章第12節 自主防災組織育成等に関する計画」を準用</p>
<p>第13節 防災訓練計画 (新規追加)</p>	<p>「第10章 防災訓練計画」を準用</p>
<p>第14節 防災知識の普及計画 (新規追加)</p>	<p>職員及び住民に対する防災教育の普及・啓発に関する事項を掲載。その他については「第11章 防災知識の普及計画」による。 【主な内容】 ・職員及び一般住民、児童生徒等に対する防災教育</p>
<p>第15節 町民の心構え (新規追加)</p>	<p>阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、自助及び共助により自ら身の安全を守るための平常時、災害発生時の心得を掲載 【主な内容】 ・家庭における措置、職場における措置など</p>

<p>第 16 節 応急活動体制 (第 2 章第 2 節)</p>	<p>非常配備体制の種類と基準や職員の動員体制について掲載 【主な内容】 ・地震災害による配備時期、配備内容、配備要員など</p>
<p>第 17 節 地震情報の伝達計画 (新規追加)</p>	<p>緊急地震速報など地震に関する情報の種類と内容等について掲載</p>
<p>第 18 節 災害情報等の収集、伝達計画 (第 3 章第 2 節)</p>	<p>「第 5 章第 3 節 災害情報等の収集、伝達計画」を準用</p>
<p>第 19 節 災害広報・情報提供計画 (第 5 章第 3 節)</p>	<p>「第 5 章第 4 節 災害広報・情報提供計画」を準用する他、地震災害時において住民に正確な情報を提供するための広報活動について掲載 【主な内容】 ・広報内容、広報方法</p>
<p>第 20 節 避難救出計画 (第 5 章第 4 節)</p>	<p>「第 5 章第 5 節 避難救出計画」を準用するほか、大規模地震により避難所生活の長期化に備えた事項について掲載 【主な内容】 ・避難所の開設及び管理など</p>
<p>第 21 節 地震火災対策計画 (第 4 章第 5 節)</p>	<p>「第 4 章第 8 節 消防計画」を準用するほか、地震発生時における消火活動に関する事項を掲載 【主な内容】 ・地震による火災の特徴、被害状況の早期把握、救助資機材の調達など</p>
<p>第 22 節 被災建築物安全対策計画 (新規追加)</p>	<p>地震により被災した建築物等の応急危険度判定の実施に関する事項を掲載 【主な内容】 ・応急危険度判定の活動体制、基本的事項</p>
<p>第 23 節 災害警備計画 (新規追加)</p>	<p>「第 5 章第 7 節 災害警備計画」を準用</p>
<p>第 24 節 交通応急対策計画 (新規追加)</p>	<p>「第 5 章第 8 節 交通応急対策計画」を準用</p>
<p>第 25 節 輸送計画 (第 5 章第 1 4 節)</p>	<p>「第 5 章第 9 節 輸送計画」を準用</p>
<p>第 26 節 食料供給計画 (第 5 章第 5 節)</p>	<p>「第 5 章第 10 節 食料供給計画」を準用</p>

第 27 節 給水計画 (第 5 章第 8 節)	「第 5 章第 11 節 給水計画」を準用
第 28 節 衣料、生活必需物資供給計画 (第 5 章第 6 節)	「第 5 章第 12 節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用
第 29 節 石油類燃料供給計画 (新規追加)	「第 5 章第 13 節 石油類燃料供給計画」を準用
第 30 節 生活関連施設対策計画 (新規追加)	地震災害の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災した場合の応急対策に関する事項を掲載
第 31 節 医療救護計画 (第 5 章第 9 節)	「第 5 章第 15 節 医療救護計画」を準用
第 32 節 防疫計画 (第 5 章第 10 節)	「第 5 章第 16 節 防疫計画」を準用
第 33 節 廃棄物等処理計画 (新規追加)	「第 9 章第 2 節 廃棄物等処理計画」を準用
第 34 節 家庭動物等対策計画 (新規追加)	「第 5 章第 17 節 家庭動物等対策計画」を準用
第 35 節 文教対策計画 (第 5 章第 7 節)	「第 5 章第 18 節 文教対策計画」を準用
第 36 節 住宅対策計画 (第 5 章第 7 節)	「第 5 章第 19 節 住宅対策計画」を準用
第 37 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画 (第 5 章第 12 節)	「第 5 章第 20 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」を準用
第 38 節 障害物除去計画 (第 5 章第 13 節)	「第 5 章第 21 節 障害物除去計画」を準用
第 39 節 応急土木対策計画 (新規追加)	「第 5 章第 22 節 応急土木対策計画」を準用
第 40 節 応急飼料計画 (新規追加)	「第 5 章第 23 節 応急飼料計画」を準用

第41節 労務供給計画 (第5章第15節)	「第5章第24節 労務供給計画」を準用
第42節 ヘリコプター要請計画 (新規追加)	「第5章第25節 ヘリコプター要請計画」を準用
第43節 自衛隊派遣要請及び 活動要請計画 (第5章第18節)	「第5章第26節 自衛隊派遣要請及び活動要請計画」を準用
第44節 広域応援・受援計画 (新規追加)	「第5章第27節 広域応援・受援計画」を準用
第45節 災害ボランティア との連携計画 (新規追加)	「第5章第28節 災害ボランティアとの連携計画」を準用
第46節 災害救助法の適用計画 (第5章第1節 から節立て)	「第5章第29節 災害救助法の提供計画」を準用

第7章 事故災害対策計画

(新規追加)

第1節 道路災害対策計画 (新規追加)	道路構造物の被災により、大規模な災害が発生した場合の応急対策等について掲載 【主な内容】 ・道路管理者や警察による災害予防、災害応急対策（情報通信、広報、応急活動体制、交通規制など）
第2節 航空災害対策計画 (新規追加)	航空機の墜落炎上等により、大規模な災害が発生した場合の応急対策等について掲載 【主な内容】 ・災害応急対策（情報通信、災害広報、医療救護など）
第3節 危険物等災害対策計画 (新規追加)	危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生した場合の応急対策等について掲載 【主な内容】 ・災害予防（各危険物、各団体ごと）、災害応急対策（情報通信、災害広報、医療救護など）
第4節 林野火災対策計画 (第4章第6節)	広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生した場合の応急対策等について掲載 【修正事項】 ・現状にあわせた修正（文言、構成）

<p>第5節 大規模な火事災害対策計画 (新規追加)</p>	<p>死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生した場合の応急対策等について掲載</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害予防（火事災害に強いまちづくりの推進、消防体制の整備など）、災害応急対策（情報通信、災害広報など）、災害復旧
------------------------------------	---

第8章 火山災害対策計画 (新規追加)

※第6章 第3節 火山噴火災害対策計画を章立てして掲載

<p>第1節 有珠火山の概況 (第6章第3節)</p>	<p>有珠山の概要について掲載</p>
<p>第2節 有珠山の火山活動 (第6章第3節)</p>	<p>有珠山の噴火史について掲載。</p>
<p>第3節 火山現象に関する情報等の収集、伝達計画 (新規追加)</p>	<p>火山現象に関する警報等の種類、噴火警報等伝達系統について掲載</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山現象に関する警報等の種類（噴火警報の発表基準、有珠山の噴火警戒レベル）
<p>第4節 災害情報通信計画 (第3章第2節)</p>	<p>「第5章第2節 災害情報通信計画」を準用</p>
<p>第5節 火山観測体制 (新規追加)</p>	<p>札幌管区気象台の有珠山の観測体制について掲載</p>
<p>第6節 警戒体制の強化 (新規追加)</p>	<p>災害発生予想区域の把握や住民への情報提供、警戒避難対策な機器の整備等、警戒体制の強化・充実に関する事項を掲載</p>
<p>第7節 避難体制整備計画 (新規追加)</p>	<p>近隣市町の避難受入の協定の締結や避難路の確保など避難体制に関する事項を掲載</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活環境の保持、近隣市町の避難施設の確保など
<p>第8節 二次災害の予防対策 (新規追加)</p>	<p>豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山事業等の総合的、計画的な推進を図ることについて掲載</p>
<p>第9節 防災知識普及計画 (新規追加)</p>	<p>あらゆる手段や機会を通じ、また洞爺湖有珠山ジオパークを活用した必要な知識の普及啓発に努めることについて掲載。</p>

第10節 防災訓練計画 (新規追加)	「第10章 防災訓練計画」を準用
第11節 応急活動体制 (新規追加)	「第5章第1節 応急活動体制」に定めるほか、火山災害における非常配備体制の種別と基準災害対策本部を設置し、近隣市町村等との協力を得て応急活動を実施することについて掲載 【主な内容】 ・ 災対本部の設置（噴火警戒レベル3が発表） ・ 非常配備体制の配備時期と内容、要員 ・ 本部の設置場所（そうべつ情報館）
第12節 災害広報・情報提供計画 (第5章第3節)	「第5章第4節 災害広報・情報提供計画」を準用
第13節 避難救出計画 (第5章第4節)	「第4章第10節 避難体制整備計画」、第5章第5節及び第6章第20節「避難救出計画」に定めるもののほか、噴火活動における避難区域や避難所などについて掲載 【主な内容】 ・ 避難を要する区域の想定 ・ 指定避難所 ・ 要配慮者、観光客の避難
第14節 災害警備計画 (新規追加)	「第5章第7節 災害警備計画」を準用
第15節 積雪・寒冷対策計画 (新規追加)	「第4章第4節 積雪・寒冷対策計画」を準用
第16節 食料等の調達・確保 及び防災資機材等整備計画 (新規追加)	「第4章第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」を準用
第17節 被災建築物安全対策計画 (新規追加)	「第6章第22節 被災建築物安全対策計画」を準用
第18節 交通応急対策計画 (新規追加)	「第5章第8節 交通応急対策計画」を準用
第19節 輸送計画 (第5章第14節)	「第5章第9節 輸送計画」を準用
第20節 食料供給計画 (第5章第5節)	「第5章第10節 食料供給計画」を準用

第 21 節 給水計画 (第 5 章第 8 節)	「第 5 章第 11 節 給水計画」を準用
第 22 節 衣料、生活必需物資 供給計画 (第 5 章第 6 節)	「第 5 章第 12 節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用
第 23 節 石油類燃料供給計画 (新規追加)	「第 5 章第 13 節 石油類燃料供給計画」を準用
第 24 節 医療救護計画 (第 5 章第 9 節)	「第 5 章第 15 節 医療救護計画」を準用
第 25 節 防疫計画 (第 5 章第 10 節)	「第 5 章第 16 節 防疫計画」を準用
第 26 節 廃棄物等処理計画 (新規追加)	「第 9 章第 2 節 廃棄物等処理計画」を準用
第 27 節 家庭動物等対策計画 (新規追加)	「第 5 章第 17 節 家庭動物等対策計画」を準用
第 28 節 文教対策計画 (第 5 章第 16 節)	「第 5 章第 18 節 文教対策計画」を準用
第 29 節 住宅対策計画 (第 5 章第 7 節)	「第 5 章第 19 節 住宅対策計画」を準用
第 30 節 行方不明者の搜索及 び遺体の収容処理並 びに埋葬計画 (第 5 章第 12 節)	「第 5 章第 20 節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並 びに埋葬計画」を準用
第 31 節 障害物除去計画 (第 5 章第 13 節)	「第 5 章第 21 節 障害物除去計画」を準用
第 32 節 応急土木対策計画 (新規追加)	「第 5 章第 22 節 応急土木対策計画」を準用
第 33 節 応急飼料計画 (新規追加)	「第 5 章第 23 節 応急飼料計画」を準用
第 34 節 労務供給計画 (第 5 章第 15 節)	「第 5 章第 24 節 労務供給計画」を準用

第 35 節 ヘリコプター要請計画 (新規追加)	「第 5 章第 25 節 ヘリコプター要請計画」を準用
第 36 節 自衛隊派遣要請及び 派遣活動計画 (第 5 章第 18 節)	「第 5 章第 26 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用
第 37 節 広域応援・受援計画 (新規追加)	「第 5 章第 27 節 広域応援・受援計画」を準用
第 38 節 災害ボランティアと の連携計画 (新規追加)	「第 5 章第 28 節 災害ボランティアとの連携計画」を準用
第 39 節 災害救助法の適用計画 (第 5 章第 1 節 から節立て)	「第 5 章第 29 節 災害救助法の提供計画」を準用

第 9 章 災害復旧・被災者救護計画

第 1 節 災害復旧計画 (第 7 章)	被災した施設及び設備等の早期復旧の実施について掲載 【修正事項】 ・公共施設の災害復旧事業計画の見直し ・その他、現状にあわせた修正
第 2 節 廃棄物等処理計画 (新規追加)	災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、死亡 獣畜の処理等に関する事項について掲載 【主な内容】 ・実施責任者 ・処理方法（処理基準、収集・処理方法など）
第 3 節 被災者救護計画 (新規追加)	罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等に関することにつ いて掲載

第 10 章 防災訓練計画 (新規追加)

※第 4 章 第 7 節 防災訓練計画を章立てして掲載

	防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識 の普及を図ることを目的とした防災訓練の実施について掲 載 【修正事項】 ・現状にあわせた修正
--	---

第 1 1 章 防災知識の普及計画

(新規追加)

	<p>職員や町民が防災意識を高めるため、平常時から各種広報媒体等や洞爺湖有珠山ジオパークを活用し、防災知識の普及高揚を図ることについて掲載</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・普及の方法、普及を要する事項（防災計画の概要、気象知識、災害の予防措置、応急措置など）など
--	---

6 計画の構成一覧（現行計画との対照）

章	節	現行計画の項目
第1章	総則	—
	第1節 目的	第1章第1節
	第2節 計画の構成	新設
	第3節 計画の効果的推進	新設
	第4節 用語の定義	新設
	第5節 防災計画の修正	第1章第4節
	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	第1章第2節
	第7節 町民及び事業者の基本的責務等	新設
第2章	壮瞥町の概要	—
	第1節 自然条件	第1章第3節
	第2節 災害の概要	第1章第3節
第3章	防災組織	—
	第1節 防災会議	第2章第1節
	第2節 災害対策本部	第2章第2節
	第3節 気象予警報等の伝達計画	第3章第1節
第4章	災害予防計画	—
	第1節 風水害予防計画	新設
	第2節 水防計画	第4章第4節
	第3節 雪害・融雪災害予防計画	第4章第2節、第3節
	第4節 積雪・寒冷対策計画	新設
	第5節 土砂災害予防計画	新設
	第6節 建築物災害予防計画	新設
	第7節 複合災害に関する計画	新設
	第8節 消防計画	第4章第5節
	第9節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	新設
	第10節 避難体制整備計画	新設
	第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	新設
	第12節 情報収集・伝達体制整備計画	新設
	第13節 相互応援（受援）体制整備計画	新設
	第14節 自主防災組織育成等に関する計画	新設
	第15節 そうべつ情報館活用計画	新設
第5章	災害応急対策計画	—
	第1節 応急活動体制	第2章第2節
	第2節 災害情報通信計画	第3章第2節
	第3節 災害情報等の収集、伝達計画	第3章第2節
	第4節 災害広報・情報提供計画	第5章第3節
	第5節 避難救出計画	第5章第4節
	第6節 応急措置実施計画	第5章第1節
	第7節 災害警備計画	新設
	第8節 交通応急対策計画	新設
	第9節 輸送計画	第5章第14節
	第10節 食料供給計画	第5章第5節

第11節	給水計画	第5章第8節
第12節	衣料、生活必需物資供給計画	第5章第6節
第13節	石油類燃料供給計画	新設
第14節	上下水道施設対策計画	新設
第15節	医療救護計画	第5章第9節（医療及び助産計画）
第16節	防疫計画	第5章第10節
第17節	家庭動物等対策計画	新設
第18節	文教対策計画	第5章第16節
第19節	住宅対策計画	第5章第7節
第20節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	第5章第12節
第21節	障害物除去計画	第5章第13節
第22節	応急土木対策計画	新設
第23節	応急飼料計画	新設
第24節	労務供給計画	第5章第15節
第25節	ヘリコプター要請計画	新設
第26節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	第5章第18節（自衛隊派遣要請計画）
第27節	広域応援・受援計画	新設
第28節	災害ボランティアとの連携計画	新設
第29節	災害救助法の適用計画	第5章第1節 から節立て
第6章 地震災害対策計画		—
第1節	壮瞥町における過去の地震	新設
第2節	北海道における地震の想定	新設
第3節	計画での地震想定	新設
第4節	地震に強いまちづくり計画	新設
第5節	火災予防計画	新設
第6節	液状化災害予防計画	新設
第7節	積雪・寒冷対策計画	新設
第8節	土砂災害予防計画	新設
第9節	食料等の調達・確保及び防災資機材等整備計画	新設
第10節	避難体制整備計画	新設
第11節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	新設
第12節	自主防災組織育成育成等に関する計画	新設
第13節	防災訓練計画	新設
第14節	防災知識の普及計画	新設
第15節	町民の心構え	新設
第16節	応急活動体制	第2章第2節
第17節	地震情報の伝達計画	新設
第18節	災害情報等の収集、伝達計画	第3章第2節
第19節	災害広報・情報提供計画	第5章第3節
第20節	避難救出計画	第5章第4節
第21節	地震火災対策計画	第4章第5節
第22節	被災建築物安全対策計画	新設
第23節	災害警備計画	新設
第24節	応急交通対策計画	新設
第25節	輸送計画	第5章第14節

第26節	食糧供給計画	第5章第5節
第27節	給水計画	第5章第8節
第28節	衣料、生活必需品等物資供給計画	第5章第6節
第29節	石油類燃料供給計画	新設
第30節	生活関連施設対策計画	新設
第31節	医療救護計画	第5章第9節（医療及び助産計画）
第32節	防疫計画	第5章第10節
第33節	廃棄物等処理計画	新設
第34節	家庭動物等対策計画	新設
第35節	文教対策計画	第5章第16節
第36節	住宅対策計画	第5章第7節
第37節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	第5章第12節
第38節	障害物除去計画	第5章第13節
第39節	応急土木対策計画	新設
第40節	応急飼料計画	新設
第41節	労務供給計画	第5章第15節
第42節	ヘリコプター要請計画	新設
第43節	自衛隊派遣要請及び活動要請計画	第5章第18節（自衛隊派遣要請計画）
第44節	広域応援・受援計画	新設
第45節	災害ボランティアとの連携計画	新設
第46節	災害救助法の適用計画	第5章第1節 から節立て
第7章 事故災害対策計画		—
第1節	道路災害対策計画	新設
第2節	航空災害対策計画	新設
第3節	危険物等災害対策計画	新設
第4節	林野火災対策計画	第4章第6節（林野火災予防計画）
第5節	大規模な火事災害対策計画	新設
第8章 火山災害対策計画		—
第1節	有珠火山の概況	第6章第3節
第2節	有珠山の火山活動	第6章第3節
第3節	火山現象に関する情報等の収集、伝達計画	新設
第4節	災害情報通信計画	新設
第5節	火山観測体制	新設
第6節	観測体制の強化	新設
第7節	避難体制整備計画	新設
第8節	二次災害の予防対策	新設
第9節	防災知識普及計画	新設
第10節	防災訓練計画	新設
第11節	応急活動体制	新設
第12節	災害広報・情報提供計画	第5章第3節
第13節	避難救出計画	第5章第4節
第14節	災害警備計画	新設
第15節	積雪・寒冷対策計画	新設
第16節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	新設
第17節	被災建築物安全対策計画	新設

第18節	交通応急対策計画	新設
第19節	輸送計画	第5章第14節
第20節	食料供給計画	第5章第5節
第21節	給水計画	第5章第8節
第22節	衣料、生活必需品等物資供給計画	第5章第6節
第23節	石油類燃料供給計画	新設
第24節	医療救護計画	第5章第9節（医療及び助産計画）
第25節	防疫計画	第5章第10節
第26節	廃棄物等処理計画	新設
第27節	家庭動物等対策計画	新設
第28節	文教対策計画	第5章第16節
第29節	住宅対策計画	第5章第7節
第30節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	第5章第12節
第31節	障害物除去計画	第5章第13節
第32節	応急土木対策計画	新設
第33節	応急飼料計画	新設
第34節	労務供給計画	第5章第15節
第35節	ヘリコプター要請計画	新設
第36節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	第5章第18節（自衛隊派遣要請計画）
第37節	広域応援・受援計画	新設
第38節	災害ボランティアとの連携計画	新設
第39節	災害救助法の適用計画	第5章第1節 から節立て
第9章	災害復旧・被災者救護計画	—
第1節	災害復旧計画	第7章
第2節	廃棄物等処理計画	新設
第3節	被災者救護計画	新設
第10章	防災訓練計画	第4章第7節 から節立て
第11章	防災知識の普及計画	新設